

船舶事故調査報告書

平成25年3月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成24年3月15日 02時40分ごろ
発生場所	愛媛県上島町豊島北東方沖 上島町所在の豊島二等三角点から真方位038° 1.1海里付近 （概位 北緯34° 14.7′ 東経133° 16.4′）
事故調査の経過	平成24年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 寿山丸、199トン 136128、寿汽船株式会社 55.62m×9.50m×5.40m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成13年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和56年8月25日 免状交付年月日 平成20年6月4日 免状有効期間満了日 平成25年6月14日 航海士A（一等航海士） 男性 82歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和30年9月30日 免状交付年月日 平成21年8月20日 免状有効期間満了日 平成27年5月31日
死傷者等	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網を固定するロープ等を切断
事故の経過	本船は、船長及び航海士Aほか1人が乗り組み、鋼材約550tを積載し、船首約2.60m、船尾約3.70mの喫水により、平成24年3月14日23時45分ごろ、航海士Aが単独の船橋当直に就き、同航船の後方を備後灘推薦航路に沿って自動操舵により豊島に向首して西進した。 航海士Aは、同航船が豊島南東方沖で作業灯を点灯して漂泊するのを認めた頃、波が高くなったので愛媛県弓削島寄りを航行して宮ノ窪

	<p>瀬戸に向かうこととし、豊島北方に向けて右転した。</p> <p>航海士Aは、豊島を左舷船首方に見ながら航行中、点滅する2～3個の灯火を前路に認めたが、同灯火が何か分からず、同灯火に接近して不安を感じて船長に報告した。</p> <p>昇橋した船長は、標識灯の灯火を認めて直ちに主機を停止し、引き続き後進としたものの、翌15日02時40分ごろ本船は豊島北方沖ののり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）に進入した。</p> <p>航海士Aは、本件養殖施設が設置されていることを失念していた。</p> <p>船長は、GPSプロッターにより豊島北方沖であることを知ったが、本件養殖施設に進入していることに気付かず、主機を前進として反転しようとしたところ、本船はロープ等をプロペラに巻き込んで航行不能となった。</p> <p>本船は、翌朝、来援した引船により本件養殖施設から引き出され、ダイバーにより巻き込んだロープ等が取り除かれた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本件養殖施設は、豊島北方沖の東西約2,800m、南北約1,600mの範囲に区画された漁場に設置され、漁場の周囲には点滅式の標識灯が設置されていた。</p> <p>本事故発生場所付近の養殖施設は、のりの採取後であり、のり網が取り外されていた。</p> <p>航海士Aは、乗船予定の航海士が乗船できなかったため、臨時に乗船しており、レーダー及びGPSプロッターの取扱いに慣れておらず、本事故当時、レーダー及びGPSプロッターを使用していなかった。</p> <p>本船の操舵室には、のり養殖施設等の設置場所を表示した図面が掲示されていたが、航海士Aは、同図面を見ていなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、豊島北東方沖を西進中、航海士Aが豊島北方沖に本件養殖施設が設置されていることを失念していたことから、前路に認めた本件養殖施設付近に設置された標識灯に接近し、本件養殖施設に進入して本件養殖施設を損傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本件養殖施設に進入したことに気付かず、反転しようとしたことにより、本件養殖施設の被害が拡大した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、豊島北東方沖を西進中、航海士Aが豊島北方沖に本件養殖施設が設置されていることを失念していたため、前</p>

	路に認めた本件養殖施設付近に設置された標識灯に接近し、本件養殖施設に進入したことより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・できる限り推薦航路を通航すること。・島の近くを通航する際には、養殖施設等が設置されていないか漁場図等で確認すること。